

学校法人聖心学園  
奈良芸術短期大学  
機関別評価結果

令和4年3月11日  
一般財団法人大学・短期大学基準協会

## 奈良芸術短期大学の概要

設置者	学校法人 聖心学園
理事長	平田 静太朗
学 長	平田 博也
A L O	石股 昭
開設年月日	昭和 41 年 4 月 1 日
所在地	奈良県橿原市久米町 222

<令和 3 年 5 月 1 日現在>

### 設置学科及び入学定員（募集停止を除く）

学科	専攻	入学定員
美術科		130
	合計	130

### 専攻科及び入学定員（募集停止を除く）

専攻科	専攻	入学定員
専攻科	美術専攻	20
	合計	20

### 通信教育及び入学定員（募集停止を除く）

なし

## 機関別評価結果

奈良芸術短期大学は、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていることから、令和4年3月11日付で適格と認める。

## 機関別評価結果の事由

### 1. 総評

令和2年7月3日付で奈良芸術短期大学からの申請を受け、本協会は認証評価を行ったところであるが、評価の結果、自らの掲げる教育理念の実現及び教育目標の達成に向けて改善に努めており、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていると判断した。

上記の判断に至った事由は、おおよそ次のとおりである。

短期大学は、創立50年を超える歴史と伝統を持ち、飛鳥の歴史的な日本の美術文化と自然環境に根ざした建学の精神、教育理念を明確に示している。様々な地域貢献の取組みに加え、地域との包括的連携協定の下、学生が参加する多くのボランティア活動を行っており、それは学生の実践的教育の場となっている。

建学の精神に基づいた教育目的・目標を確立し、建学の精神、教育理念、教育目的・目標に基づき、三つの方針を関連付けて一体的に定めている。学習成果は、建学の精神及び学科の教育目的・目標に基づき定めている。それらは「教育マップ」として、ウェブサイトや各種印刷物等を通じて学内外に表明している。

自己点検・評価のための規程及び組織を整備し、全教職員が関与して定期的に自己点検・評価報告書を作成、公表している。また、自己点検・評価をより確かなものとして改革・改善が図られるよう、外部評価懇談会を設置している。教育の向上・充実のために、各学期末に全教員に授業改善PDCAシートの作成及び提出を義務付けている。

卒業認定・学位授与の方針は学習成果に対応し、外部評価懇談会において定期的に点検を行っている。教育課程編成・実施の方針は、全ての教科・科目にYHKカリキュラムマップ（Y：ヤル気、H：ホン気、K：コン気）を設定し、専門科目に重点を置きながらも、実践的な能力の育成を通して社会的、国際的な教養も同時に養われるよう指導方針が確立されている。

入学者選抜の方法は、入学者受入れの方針に対応しており、様々な選考基準を設け、公正かつ適正に実施されている。

学習成果は具体性があり、測定可能である。学習成果の獲得状況は、GPA分布、単位取得率、学位取得率等を活用して測定し、GPA分布はウェブサイトで公表している。卒業生の進路先からの評価を聴取し、その結果を学習成果の点検に活用している。

教員は学則、教務規程に基づき、シラバスに示した評価の方法により学習成果の獲得状況を評価している。学習成果の獲得に向けて各部署が連携し学習支援を組織的に行っている。特に基礎学力不足の学生、進度の速い学生、優秀な学生それぞれに対応する少人数指導の体制を取るなど、個に応じて力点を変え、工夫した指導を行っている。

学生の生活支援のための教職員の組織は整備され、学生が主体的に参画する活動に対する支援体制は整っている。学生の健康管理、メンタルヘルスケアの体制を整えている。就職支援は、各教員が作成する学生のポートフォリオを用い、各コース主任とキャリアサポート室が密な連携を取り、指導を行っている。進学については、個別に指導・支援を行っている。

教員組織は、短期大学設置基準を充足しており、教育課程編成・実施の方針に基づいた配置となっている。専任教員の教育研究活動状況は、美術に関する各種団体や組織に加盟して、多くの社会活動や作品制作に精力的に取り組んでおり、美術科の教育課程編成・実施の方針に基づいた授業やその他の教育活動に成果を上げている。FD・SD活動に関する規程は整備している。

事務組織は、教務部門（教務課、総務課、庶務課）、学生部門（学生課、広報課）、図書館で構成され、副学長の下で教務課長が全部署を統括している。教職員の就業に関しては、法令及び諸規程に基づき人事・労務管理は適正に行われている。

校地、校舎の面積は、短期大学設置基準を満たしており、適切な面積の運動場を有している。資産管理規程や財務等に関する諸規程に基づき施設設備、物品等を維持管理している。

教育課程編成・実施の方針に基づいて、デザインコースでは、大小CG教室、映像関係教室、デザインコース以外は、情報教育実習室が整備されている。また、セキュリティの高いチャットワークに教員と学生全員が加入し、各グループにリアルタイムの連絡、課題の提供、データ提出、グループによるミーティングなどが行われている。

財務状況は、余裕資金があるものの、学校法人全体及び短期大学部門ともに過去3年間、経常収支が支出超過となっている。

理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを発揮している。理事会は、寄附行為に基づいて理事長が招集して議長を務めている。理事会は、学校法人の業務を決定し、理事の職務の執行を監督している。また、学校法人の現状と課題を説明したうえで意見を求め、改善点や是正を審議するなど、学校法人の意思決定機関として運営されている。

学長は、「学長候補者選考規程」に基づいて選任され、教授会を学則、教授会規程に基づいて、教育研究上の審議機関として適切に運営している。なお、評価の過程で、学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）の手續に関する規程が定められていないという、早急に改善を要する事項が認められたが、その後、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。

監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、定められた期限以内に理事会及び評議員会に提出している。なお、評価の過程で、監事が出席していない理事会があり、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について適切に把握した監査業務が行われていないという、早急に改善を要する事項が認められたが、その後、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。

評議員会は、寄附行為等に基づいて開催し、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営している。

教育情報、学校法人の情報は、ウェブサイトで公表・公開されている。

## 2. 三つの意見

本協会の評価のねらいは、短期大学教育の継続的な質保証を図り、短期大学の主体的な改革・改善を支援することにある。そのため、本協会では、短期大学評価基準に従って判定される前述の「機関別評価結果」や後述の「基準別評価結果」に加えて、短期大学の個性を尊重し、その向上・充実に資する観点から以下の見解を持つ。

### (1) 特に優れた試みと評価できる事項

本協会は以下の事項について、高等教育機関として短期大学が有すべき水準に照らし、優れた成果をあげている試みや特長的な試みと考える。

#### 基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

##### [テーマ A 建学の精神]

- 建学の精神は、「美は人をつくり、人は美を創る（日本人の心のふるさと飛鳥で、「教育は環境なり」の信念のもと、芸術性豊かな人材を培い、造形的精神や技術を修得することによって品位ある社会人、専門家としての人材を育成する）」として 2 つの柱から成り立ち、それを具現化するための教育理念に「基本理念」と「行動理念」を掲げ、学生自身の行動を喚起する仕組みを体系化している。
- 地域・社会に向けた様々な公開講座、授業の公開、美術教員研修講座、夏休み一日子ども大学等、積極的な地域貢献を行っている。また、地域との包括的連携協定の下、学生が参加する多くの事業を行っており、これらの取組みは建学の精神に基づいた地域貢献ボランティアとして、学生の実践的教育の場となっている。

##### [テーマ B 教育の効果]

- 飛鳥という地域の特性を活かした美術教育に立脚し、建学の精神に基づいた教育目的・目標、学習成果、三つの方針を一体的に定め、実践的教育につなげている。YHK カリキュラムマップ等を活用し、学生が学習成果を獲得し、教育の効果を上げる取組みが行われている。

##### [テーマ C 内部質保証]

- 非常勤教員を含めた全教員に、授業改善 PDCA シートと運営全体に係るアンケートの提出を義務付ける取組みは、PDCA サイクルを活用し、個々の教員が主体的に教育活動全般について点検を行うこととなっている。また、本協会による内部質保証ルーブリックにおいて一定のレベルを満たし、全教職員が内部質保証に取り組んでいる。

#### 基準Ⅱ 教育課程と学生支援

##### [テーマ A 教育課程]

- 卒業制作展、大学祭展での賞の授与、公募展受賞者及び学外連携事業で特に功労のあった者を評価する奨励金の支給と学内外への広報（インターネットやマスコミ関係）に

より、質的な学習成果として公表している。

- 「学習の成果」の策定により、全教員の共通認識を高め教育活動に取り組む仕組みを作っている。また、情意面の効果的な指導と評価を行うために、全ての教科・科目において YHK カリキュラムマップを作成し、授業ごとの指針を明確にすることにより、教員は指導方針に、学生は到達目標へと明確につなげることが可能になった。

## (2) 向上・充実のための課題

本協会は以下の事項について、改善を図り、その教育研究活動などの更なる向上・充実に努めることを期待する。なお、本欄の記載事項は、各基準の評価結果（合・否）と連動するものではない。

### 基準Ⅱ 教育課程と学生支援

[テーマ A 教育課程]

- 単位の計算方法について、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とすることを学則に明示することが求められる。
- シラバスにおいて、授業内容等の記述が不明確な科目が複数見受けられるので、シラバスの内容を充実させるとともに、シラバスのチェック体制を確立し、学生に授業内容、授業のスケジュール等が分かりやすく伝わるよう、改善が求められる。

### 基準Ⅲ 教育資源と財的資源

[テーマ A 人的資源]

- 事務処理における部署ごとの職務内容や職務権限が不明瞭となっている。事務組織及び事務分掌に関する規程の見直し等、事務組織の責任体制を明確にするとともに、規程に基づいた運営となるよう改善が望まれる。

[テーマ D 財的資源]

- 余裕資金はあるものの、経常収支が学校法人全体及び短期大学部門で過去 3 年間、支出超過であるので、経営改善計画に沿って、財政の健全化に向けての取組みが望まれる。

### 基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

[テーマ B 学長のリーダーシップ]

- コース主任会の運営規程、運営休止中の各委員会の運営規程がなく、作成が望まれる。

## (3) 早急に改善を要すると判断される事項

以下の事項は、問題・課題などが深刻であり、速やかな対応が望まれる。

### 基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

[テーマ B 学長のリーダーシップ]

- 評価の過程で、学生の懲戒（退学、停学及び訓告の処分）については学則第 52 条及び第 53 条に定められているが、その手続に関する規程が定められていないという問題が認められた。

当該問題については、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。今後は、法令等にのっとり適切な管理運営に取り組まれない。

[テーマ C ガバナンス]

- 評価の過程で、監事が出席していない理事会があり、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について適切に把握した監査業務が行われていないという問題が認められた。

当該問題については、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。今後は、より一層ガバナンス機能が適切に発揮されるよう学校法人運営に取り組まれない。

### 3. 基準別評価結果

以下に、各基準の評価結果（合・否）及び当該基準を合又は否と判定するに至った事由を示す。

基準	評価結果
基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果	合
基準Ⅱ 教育課程と学生支援	合
基準Ⅲ 教育資源と財的資源	合
基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス	合

#### 各基準の評価

##### 基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

建学の精神「美は人をつくり、人は美を創る」を明確に示しており、ウェブサイトや教育マップ等を通じて学内外に表明している。地域・社会に向けた様々な公開講座、授業の公開、美術教員研修講座、夏休み一日子ども大学等、積極的な地域貢献を行っている。また、地域との包括的連携協定の下、学生が参加する多くの事業を行っており、これらの取組みは建学の精神に基づいた地域貢献ボランティアとして、学生の実践的教育の場となっている。

教育目的・目標は、建学の精神に基づき定められ、全教職員へのアンケート、就職先アンケート等により定期的に点検されている。

学習成果は、建学の精神、教育目的・目標に基づき多くの議論を重ねて定めており、ウェブサイト等を通して学内外に公表するとともに、非常勤教員を含む全体会において詳細に説明している。また、YHK カリキュラムマップ、シラバス等により学習成果を学生と共有して、学習成果の達成を目指している。

建学の精神、教育理念、教育目的・目標に基づき三つの方針を関連付けて一体的に定め、ウェブサイトや教育マップを通じて学内外に表明している。三つの方針は、組織的な議論を重ね策定されており、三つの方針に基づいた教育活動に取り組んでいる。

自己点検・評価のための規程及び組織を整備し、全教職員が関与して定期的に自己点検・評価報告書を作成、公表している。

学習成果を焦点に全教員が自己及び学内の教育活動全般の点検を行っている。査定の手法として PDCA サイクルのモデルを提示し、教育の向上・充実のために活用している。法令遵守の仕組みとして、その内容による周知の範囲・方法を変えながら、関係者全体で法令遵守に努めている。

##### 基準Ⅱ 教育課程と学生支援

卒業認定・学位授与の方針は、学習成果に対応しており、外部評価懇談会等を通して定期的に点検している。教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針に対応し、明確に示されている。教育課程は、飛鳥という立地の特性を活かした科目を組み入れ、造形教育を柱としたプログラムを形成している。また、全ての教科・科目に YHK カリキュ

ラムマップを設定し、専門科目に重点を置きながらも、実践的な能力の育成を通して社会的、国際的な教養を同時に養われるよう指導方針が確立されている。

なお、単位の計算方法について、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とすることを学則に明示することが求められる。シラバスについては、授業内容等の記述が不明確な科目が複数見受けられるので、シラバスの内容を充実させるとともに、シラバスのチェック体制を確立し、学生に授業内容、授業のスケジュール等が分かりやすく伝わるように改善が望まれる。

入学者受入れの方針は、募集要項等において明確に示され、様々な選考基準を設け、公正かつ適正に入学者選抜が実施されている。総合型選抜（エントリー入試）では、学力では測りきれない個性豊かな人材を求めるために、書類審査及び、授業体験への参加態度や面談等で出願の可否を判定の上、評定平均値を問うことなく誰もが挑戦できる方法を実施している。今後は、留学生をはじめ、マイノリティなどの多様性にも対応可能な選抜方式の拡充を期待したい。

学習成果は、「美術の専門的・実践的能力を備えている、ヤル気・ホン気・コン気の態度が身についている」と具体性があり、測定可能である。

学習成果の獲得状況は、GPA分布、単位取得率、学位取得率等を活用して測定し、GPA分布はウェブサイトで公表するとともに、単位取得原簿と合わせて履修ガイダンスの個別指導に利用している。また、学生の学内における制作品、学外連携事業作品等を全てデータ化の上、保管してポートフォリオを作成するなど、学生の学習成果の獲得への道しるべとして利用している。その他、学期末に実施する「学生評価アンケート」により、学生が自己点検して自戒する機会を与え、同時にその内容を分析して教授会で報告し研修を行っている。

卒業生の勤務先に対して、「企業アンケート」や「卒業生の勤務状況に関するアンケート」等を実施し、アンケートの集計結果は学生のキャリア支援に活用している。

教員は学則、教務規程に従いシラバスに示した評価方法により学習成果の獲得状況を評価している。学生による授業評価アンケートを年2回実施し、その結果は授業改善に活用している。事務組織は、各部署が連携して学生を支援し、学習成果の獲得に貢献している。

入学手続き者に対して授業や学生生活についての情報を提供しており、入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーションを行っている。学習の動機付けに焦点化したガイダンス等を組織的に行っており、学習支援のための印刷物を発行している。

基礎学力不足の学生、進度の速い学生、優秀な学生それぞれに対応する少人数制指導体制を取るなど、個に応じて力点を変え、工夫した指導を行っている。長期休業中の学生対応は、インターネットを活用して行っている。

学生の生活支援のための教職員の組織は整備され、学生が主体的に参画する活動に対する支援体制は整っている。独自の奨学金制度を持っており、学生の経済的支援に努めている。学生の健康管理、メンタルヘルスケアの体制を整えており、障がいのある学生の受入れについては、一定の施設の準備があり、個別に支援を行っている。

就職支援のための教職員の組織、施設を整備し、学生の就職支援を行っている。各教員が作成する学生のポートフォリオを用い、各コース主任とキャリアサポート室が密な連携を取り指導を行っている。進学については、個別に指導、支援を行っている。

### 基準Ⅲ 教育資源と財的資源

教員組織は、短期大学設置基準を充足しており、教育課程編成・実施方針に基づいた配置となっている。専任教員の職位は、学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等は、短期大学設置基準の規定を充足している。

教員は美術に関する各種団体や組織に加盟して、多くの社会活動や作品制作に精力的に取り組んでおり、美術科の教育課程編成・実施の方針に基づいた授業やその他の教育研究活動に成果を上げている。

事務組織は、教務部門（教務課、総務課、庶務課）、学生部門（学生課、広報課）、図書館で構成され、副学長の下で教務課長が全部署を統括しており、事務処理における部署ごとの職務内容や職務権限が不明瞭となっている。事務組織及び事務分掌に関する規程の見直し等、事務組織の責任体制を明確にするとともに、規程に基づいた運営となるよう改善が望まれる。事務職員の職能を拓げるよう研修が行われている。FD・SD活動に関する規程は整備している。

教職員の就業に関する諸規程は整備されており、法令及び諸規程に基づき人事労務管理は適正に行われている。

校地、校舎の面積は、短期大学設置基準を満たしており、適切な面積の運動場を有している。講義室、演習室、実験・実習室は、教育課程編成・実施の方針に基づいて整備されており、各教室には授業を行うに当たり適切な機器が配置されている。図書館は学生の学習にとって必要な環境を整えている。「資産管理規程」、「経理規程」、「機器備品台帳」を整備しており、これらに基づき施設設備、物品等を維持管理している。

教育課程編成・実施の方針に基づいて、デザインコースでは、大小CG教室、映像関係教室、デザインコース以外の学生向けには、情報教育実習室が整備されている。また、セキュリティの高いチャットワークに教員と学生全員が加入し、各グループにリアルタイムの連絡、課題の提供、データ提出、グループによるミーティング等が行われており、さらに、表計算用Webアプリケーションに教員が学生の出欠を記入し、リアルタイムで出席状況が分かるようになっている。

財務状況は、余裕資金があるものの、学校法人全体及び短期大学部門で過去3年間、経常収支が支出超過となっている。貸借対照表の状況は健全に推移している。学校法人全体で入学生確保及び経費等の抑制に取り組み、適切な定員管理とそれに見合う経費のバランスを取ることを計画する経営改善計画を作成している。策定した経営改善計画に基づいて、財務状況の改善に取り組むことが望まれる。

### 基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

理事長は、学校法人の業務を総理し、寄附行為に基づき理事会及び評議員会を運営し、リーダーシップを発揮している。理事会は、理事長が招集して議長を務めている。理事会は、理事の職務の執行を監督し、学校法人の業務を決定するなど、学校法人の意思決定機関として運営されている。

学長は、「学長候補者選考規程」に基づいて選任され、短期大学運営に関し識見を有しており、建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて努めている。なお、学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）の手續に関する規程を定めていなかった点については、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。

学長は、規程に基づいて、教授会を教育研究上の審議機関として適切に運営するとともに、学内の諸問題の検討を委嘱する各種委員会を設置しているが、コース主任会の運営規程、運営休止中の各委員会の運営規程がなく、作成が望まれる。

監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、定められた期限以内に理事会及び評議員会に提出している。なお、監事が出席していない理事会が開催されていた点については、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。

評議員は、寄附行為に基づき選任され、評議員会は、理事の定数の2倍を超える数の評議員をもって組織されている。また、評議員会は、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営されている。

学校教育法施行規則に基づく教育情報、私立学校法に基づく学校法人の情報はウェブサイトで公表・公開されている。